一　道路の種類及び路線名　一般国道　十七号

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月十五日

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月十四日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市六日町字西裏三九二番三から同市六日町字河原崎一八〇番二五まで	前	一八・九八～二八・三一メートル	〇・〇九五キロメートル
	後	一八・九八～二四・八〇メートル	〇・〇九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月十四日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市六日町字西裏三五六番四から同市六日町字河原崎一八三番四まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月十四日

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市大坪町字平古場甲一六七三番から同市大坪町字東犬川甲一七〇三番二一まで	前	二六・六五～一一二・四〇メートル	〇・一一六キロメートル
	後	五一・二〇～一七八・九五メートル	〇・一一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
伊万里市木須町字古戸渡島四五五一番一から同市二里町八谷　二〇・一六～六〇・四〇メートル	一・二六六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第六十七号福岡広域都市計画及び宇美須恵都市計画下水道事業多々良川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十一年一月二十五日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　鹿児島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第六十五号伊集院都市計画道路事業三・五・四号郡中央通り線
三　事業施行期間　自平成十七年三月三十日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第二百七十三号久留米小郡都市計画及び福岡広域都市計画下水道事業宝満川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十年三月八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし